

河合町議会会議録

令和7年 9月24日 開会

河合町議会

令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （9月24日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第42号、議案第47号、議案第48号及び議案第54号の委員長報告、 討論、採決	4
○議案第43号から議案第46号、議案第49号、議案第50号及び議案第52 号の委員長報告、討論、採決	7
○認定第1号から認定第8号までの委員長報告、討論、採決	12
○同意第10号の質疑、採決	23
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決	31
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	32
○閉会の宣告	33
○署名議員	35

令和 7 年 9 月 2 4 日（水曜日）

（第 4 号）

令和7年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年9月24日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第48号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて
- 日程第 5 議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第50号 まほろば環境衛生組合理約の変更について
- 日程第11 議案第52号 河合町道路線の認定について
- 日程第12 認定第 1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第15 認定第 4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 6号 令和6年度河合町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 認定第 7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 認定第 8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算認定について

日程第 20 同意第 10 号 教育委員会委員の任命について

日程第 21 議員発議第 2 号 農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、現状回復
させるために、行政対応を強めることを求める決議

日程第 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生 活 環 境 部 長	佐 藤 桂 三
ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁	教 育 振 興 部 長	中 尾 勝 人
生 活 環 境 部 次 長	森 川 泰 典	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦	下 水 道 課 長	上 原 郁 夫
教 育 総 務 課 長	川 村 大 輔		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和7年第3回定例会を開会いたします。

本日の定例会は、録画配信を実施しておりますので、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

これより、本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、佐藤利治議会運営委員長より報告を願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果をご報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第42号、第47号、第48号、議案第54号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第43号、第44号、第45号、第46号、第49号、第50号、第52号。

決算審査特別委員会で審議されました認定第1号から第8号の審議終了後、人事案件であります同意第10号を審議いたします。

その後、本日提出されました議員発議第2号を審議いたします。

また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が、委員長より提出しております。

以上で報告は終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第42号、議案第47号、議案第48号及び議案第54号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第42号、日程第2、議案第47号、日程第3、議案第48号、日程第4、議案第54号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、中山義英総務文教常任委員長より報告求めます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山委員長。

○5番（中山義英） 総務文教常任委員会の結果報告いたします。

去る9月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号、第47号、第48号、第54号について、9月11日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

給食食材の価格高騰対策、補助金の詳細について質疑があり、認定こども園及び小中学校の給食食材費物価高騰に伴い補助を行い、今までどおり安心して給食を提供できるように取り組んでいるとの答弁がありました。

また、すこやか育児サポート事業内容について質疑があり、妊娠・出産、子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家による相談支援を行い、妊産婦の孤立感の解消を図り、出生後、1か月前後で保健師が訪問しているとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第48号 河合町税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回、改正のあった公示送達の扱い方について質疑があり、今までは町内2か所にある掲示板に書面の掲示だけとなっていました。今回の改正から、インターネットでの公表も必要になったとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについては、理事者より説明を受け審議を行いました。

河合町協働のまちづくり推進計画を進めていく上で、具体的にはどのように考えているのかとの質疑があり、河合町まちづくり自治基本条例に基づいて、この推進計画の施策を進めていき、5年を超えない時点での見直しになっている、また、各課の仕事は、この条例に基づいて実施できているかを検討委員会でチェックし、推進委員会で評価を行っていくとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第42号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第48号 河合町税条例の一部改正については可決されました。

議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについては可決されました。

◎議案第43号から議案第46号、議案第49号、議案第50号及び議

案第52号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第43号、日程第6、議案第44号、日程第7、議案第45号、日程第8、議案第46号、日程第9、議案第49号、日程第10、議案第50号、日程第11、議案第52号を厚生建設常任委員会に付託をしておりますので、長谷川伸一厚生常任委員長より報告求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川委員長。

○7番（長谷川伸一） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第43号、第44号、第45号、第46号、第49号、第50号、第52号について、9月11日に委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ118万6,000円追加について、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ2,456万1,000円追加について、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審査を行いました。

介護給付費準備基金繰入金を、繰入れ後の基金の残高について質疑があり、1億1,590万6,000円になるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ211万1,000円を追加について、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

後期高齢者医療広域連合納付金の人数について質疑があり、次年度会計に繰り越して支払うこととなる出納整理期間中に納入した保険料について、69名の方の納付があったとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算（第2号）、予算第3条中、収益的支出総がかり費715万円を追加について、理事者より説明を受け、支出について審議を行いました。

令和8年1月1日からの下水道使用料会計に伴うシステム改修費用について質疑があり、公益水道企業団基本計画の中でシステム改修費用等受託業務に係る経費は、企業団構成団体である市町村が負担するということとされている。

また、システム改修費用の契約は町と企業団で行うが、料金システムの改修は企業団の料金システム会社でしか行えないため、随意契約になるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

来年4月から香芝市が、し尿運搬事業を抜けた場合に、分担金の影響はどうかとの質疑があり、し尿の運搬送料が減るため単価への影響はあるかも分からないが、組合としては、現在の単価となるべく同じようになるように努めると言っているとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第50号 まほろば環境衛生組合理約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第52号 河合町道路線、佐味田48号線の認定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

この時期に町道認定する理由について質疑があり、この道路は奈良県の河川管理道路となっており、防護柵や防犯灯が設置されず危険であった。現状としては、生活道路に利用されているため、奈良県高田土木事務所と協議を重ね、今回、町道として占用することとなったためとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第43号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については可決されました。

議案第44号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第45号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

議案第46号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

6月の定例会で、下水道料金を約25%余りの値上げを令和8年1月から実施することが決まり、その具体化のためのシステム改修の補正予算であります。

実務的なことではありますが、下水道料金の値上げに反対したことを踏まえ、値上げに関連する同一年度内の補正予算として認め難く、反対とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) これより、議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算については可決されました。

議案第49号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あります」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

葛城地区清掃事務組合のし尿に関する共同処理事務から香芝市が脱退する規約改正であります。

事務組合を構成する自治体の意向は、基本的には尊重されるべきと考えます。しかし、し尿運搬負担金の約30%を占める香芝市の脱退は、今後、河合町の負担金の値上げになる可能性をも危惧されます。

また、香芝市の脱退につながる香芝市議会決議の内容は、し尿運搬に関する事務の在り方そのものを問題としております。今回の香芝市の脱退は、御所市に次ぐものであり、今後、

他の自治体への影響をしかねません。つまり、し尿運搬を清掃事務組合の共同処理事務としていること、そのものが問われていると思います。

それだけに、今回、組合で十分議論し、今後の方向性を明確にして進める時期ではなかったかと思われまます。そういう理由で、今回の香芝市の脱退の了承は時期尚早と考え、今回の規約改正に反対させていただきます。

○2番（常盤繁範） 反対。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論をさせていただきます。

私としましても、さきに述べました坂本議員と同じ理由につながると思うんですけども、現状において、事務組合のほうの問題点というのは、半分だけ解消されているような状態。特別委員会開かれて、その問題を解消した上で、その上で、結論として費用対効果を考えて香芝市脱退するという形に至っている、それは理解できるんですけども、この内容について、我々はこの事務組合に加入しております。その中で、将来的にこの事務組合は解散が決まっている。そういう状況の中で、なし崩し的に参画している自治体が離脱していく、そういった形を繰り返しながら、それぞれの各参画している自治体が、今後、脱退するかそのまま継続していくかといった判断していくというのは、本来、一部事務組合の理念を考えると、非常に対応としてよくない形だと私は思うんですね。

しっかりと後先、最後の部分も参画している自治体で決めた上で、こういう道があるよという形を、しっかりと事務組合の議会の中で定めた上で、承認する、しない、そういった形のものをすべきだと私は思います。

よって、今回の香芝市の脱退については、私としましても拙速ではないのか、そのように判断しまして反対をいたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数であります。

よって、議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更については可決されました。
議案第50号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第50号 まほろば環境衛生組合規約の変更については可決されました。
議案第52号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第52号 河合町道路線の認定については可決されました。

◎認定第1号から認定第8号までの委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第12、認定第1号、日程第13、認定第2号、日程第14、認定第3号、日程第15、認定第4号、日程第16、認定第5号、日程第17、認定第6号、日程第18、認定第7号、日程第19、認定第8号を決算審査特別委員会に付託をしておりますので、常盤繁範決算特別委員長より報告求めます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 委員長。

○2番（常盤繁範） ご報告させていただきます。

令和7年度決算審査特別委員会ご報告。

去る9月5日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定について、9月17日においては午前10時から午後6時10分まで、18日においては午前10時から午後5時15分まで委員会を開会し、議長と監査委員を除く10名で委員会を構成し、審査、認定、採決は、委員長を除く9名で審査が行われました。

その結果について、ご報告いたします。

認定第1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成6、反対3の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第6号 令和6年度河合町水道事業会計決算認定については、審議、採決し、賛成ゼロ、反対9の結果、賛成なしで不認定することに決しました。

この認定議案については、賛成者なしで不認定となっているため、委員長として審査審議内容もご報告いたします。

この事業会計決算は、今年度決算認定の次年度は奈良県広域水道企業団へ事業移管され、会計簿を引き渡す決算であります。決算報告書、収益的支出特別損失予算額10万円に対して約80倍になる799万6,194円が計上されており、特別損失計上の会計ルール、事実を認定するための証明や理由が必要であり、質疑が行われました。

しかしながら、管理者である町長以下、明確な理由に至る答弁がありませんでした。その質疑内容で推察されることとして、長年にわたる会計処理の不備による前期損益修正損として計上されており、決算審査特別委員会としては、その会計処理を認定して会計簿を引き渡

すことは、奈良県広域水道企業団の設立目的の一つ、財政基盤の強化に対して、結果的に財産上の損害を与えることと捉えられ、到底認定できないと9名全員が判断した結果であると、ご報告いたします。

続きまして、認定第7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

認定第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算認定については、審議、採決し、賛成8、反対1の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審議結果について、ご報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 認定第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 令和6年度一般会計決算不承認としての反対討論をさせていただきます。

反対の理由を述べます。

1番、令和7年2月に開札の不毛田川流域内水対策事業調整池第1期整備工事に関して、一般競争入札予定価格4億956万7,400円に対して、落札額3億9,820万円、落札率97.2%ですが、入札資格条件として公平かつ競争性を考慮すれば、単独企業体並びに特定建設工事共同企業体とするべきと考えるが、なぜか特定建設工事共同企業体のみと入札条件を設定しております。

令和6年度決算では、この落札額の40%相当額が前払金として支出していると思います。この不可解な入札資格条件、結果として、一共同企業体のみが入札となったのではないのでしょうか。

2番目、令和6年度指名競争入札での発注において、一部、業者間でのカルテルの存在を疑念するような入札がありました。河合町としては、予定価格、設計価格の設定をより厳密に行ってほしい。

3番目、令和6年度一般会計上、随意契約による発注額は約6億3,500万円に上っている。令和5年度は約5億278万円でした。

少額工事、緊急性を要する工事等は随意契約による発注は理解できるが、近年、随意契約の件数と金額が増加しております。財政膠着、逼迫の河合町財政を考慮すれば、もっと賢明な発注方式を採用すべきではと考えます。

4番目、令和5年度一般会計決算は不認定となりました。不認定の主な要因の一つは不用額でした。令和5年度歳出の面での不用額の総額は3億3,801万円、令和6年度の不用額は3億2,489万円です。結果として、数字上、改善されていません。令和5年度予算現額と収入済額との比較は4億9,452万円、令和6年度予算現額と収入済額との比較が8億302万円となっており、歳入見込額と実際の収入額はかなり乖離しております。

一方、歳出の面では、令和5年度予算現額と支出済額との比較、約5億863万円、繰越1億7,661万を含みます。令和6年度予算現額と支出済額との比較、約8億4,301万円、繰越約5億1,800万円含むとなっております。これらの実績数字から見えることは、予算の立て方がかなり甘いといえますか、大まかではないでしょうか。

次、5番目、令和6年度西和7町で共同運営している老人福祉の三室園事業ですが、河合町の分担金は2,222万円、河合町民の入所者数は6名と聞いております。分担金の割に、依然と入所者数は少ないと思います。ちなみに、令和6年度現在、西和7町住民の入所者数は計84名、そのほかの自治体の住民の入所者数は60名となっております。西和7町の分担金合計は1億7,122万円となっております。この点、費用対効果をよく考えていただきたいと思い、反対の主な理由です。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論したいと思います。

今回の決算では、なぜ不納欠損に至ったのか、また、収入未済額で収入見込みはどれぐらいなのかなどの意見が多く寄せられたと思います。予算時に指摘した重要な施策が、結局、実現されなかった決算となっております。

民生費の予防諸経費の高齢者インフルエンザ予防接種の一部負担について触れたいと思います。

成果のところ、令和2年、3年、4年度が自己負担無料とありましたが、実際、正確には令和5年度も9月の補正予算で無料となっております。接種された方も、令和5年度までは

4,000人台でしたが、令和6年度からは一部負担が1,500円となり、接種する方も3,532人と激減しています。令和7年度も1,500円の一部負担となっているところです。

ちなみに、令和5年度までは北葛4町では自己負担がなかったわけですが、令和6年度については1,500円に引き上げています。このようなことは、周辺の自治体にはありません。予防接種の意味からすると、子供や高齢者を感染症から守ることで、感染の拡大を抑えることで、医療費の軽減につながると思われます。

また、学校の人員確保についてです。

人員確保では、小学校で予算の74%、中学校で78%という執行率です。ここ数年、教員不足の状況の中で、子供たちが抱えている不登校、いじめ、学力などの悩みと、じっくりと向き合う余裕もないのではないのでしょうか。

教員にとっても、長時間労働やストレスがたまる状況の中で、保護者からの相談や悩みと向き合う余裕もなく、スクールカウンセリングでも不登校の相談や教師からの相談が多く寄せられています。教員の確保では、後回しにできない重要な課題ではないのでしょうか。

もう一つは、河合町の文化会館まほろばホールについてです。

町のホームページでも音楽文化の拠点として1991年6月にオープンしたと紹介されています。また、町長も大変貴重なホールだと考えていると言われています。しかし、まほろばホールの年間の最低限の点検はされているものの、多くの故障箇所があることを認識していながら、会館の修理の計画も示さず、そのための予算も計上されず、今に至っています。

特に非常電源の故障は、令和6年度中に分かりながら放置してきました。また、附属する図書館の空調の故障も発生し、緊急性のある課題ながら放置しています。本当に文化会館まほろばホールを音楽文化の拠点で重要なホールだと考えているなら、修理のための計画と予算をしっかりと示すべきです。

福祉分野や公共交通、水道事業、環境衛生、町づくり、また、防災など多くの課題があります。子育てしやすい町として、また、安心して住み続けられる河合町であってほしいという思いで、提案や要望など行ってきました。今回、これらを実現させるための決算とは言い難く、当初予算にも反対したということからも認め難く、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私は、認定の形で討論をさせていただきます。

今回、特別委員会の委員長を承りまして、審査等、議事進行を行ってまいりました。その中で、本来であれば何点か指摘をさせていただいて、反対の表明も、不認定の表明もさせていただければと考えていたところではあるんですが、委員会の決定としまして認定という形になっておりますので、認定の形で討論の表明をさせていただきます。

なぜ発言したかといいますと、看過できない項目が1か所だけある、その部分について、理事者の方々は来年度の予算編成においては、しっかりとその部分をご留意いただいて編成いただきたいということで、その意味合いとして発言をさせていただいております。

では、その箇所はどこかといいますと、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、こちらの指定ごみ袋の製作費用でございます。こちらの製作費用については、決算に至る形としまして、入札の予定価格を既存の取引のある業者さんに対して見積もりを出してもらい、その価格をもって予定価格を開示し、その価格に対して金額としては13円ぐらいの差額しか出ない形の結果として落札率が99.9%、この形というのは、私としましては手続上は問題ない、町としての手続上は問題ないと認識しておりますが、これ業者間で行われていることは、はっきり言いますと、価格カルテルじゃないんですか。

そのように私は推測される形になると思います。私が断じることではありませぬので、疑いという形で表明させていただきますけれども、こういった形で製作費用の価格を決定することは、健全性はあまりないのではないかと。

また、近隣他町のごみ政策の費用もしっかりと来年度は参考にしつつ、入札の方式、もしくは契約の方式、そういった形を全て考えていただく。具体的に言うと、随意契約、一般競争入札、指定競争入札、そういった形の様々な入札の方法、契約の方法でございますので、しっかりその部分も考えた上で、来年度の予算編成を考えていただきたい。

意見に近い形になりますが、くれぐれもその件については、ご留意いただいて来年の予算編成を行っていただきたいと考え、その意味合いでお時間をいただいて、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を打ち切ります。

これより、認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛

成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 賛成多数であります。

よって、認定第1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

今回の決算は、物価高で住民の暮らしが大変なとき、県の示す保険料率に統一するための国保税引き上げを前提にした予算の執行ということでした。また、一般会計からの事務繰りなども結果として行われておりません。大本には、国の政策がありますが、保険証廃止を前提にし、また、基金を活用すればこの均等割全額は十分可能だ。まさに、県言いなり国保運営を前提とした予算執行の決算であり、認めがたく反対とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ討論を打ち切ります。

これより、認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

認定第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 討論をお願いします。

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

この間、改修組合の活動を前提としながらも、町としての主体的な役割の発揮と改修の推

進を求めて当初予算、また、決算など反対をしてきました。令和7年2月で組合が解散となりましたが、今回の決算でもその状況は変わりませんでした。

当初予算に反対したことも踏まえ、認めがたく反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算については認定されました。

認定第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の決算は、第9期介護保険事業計画の保険税を大幅に引き上げた予算の中での執行でした。物価高や年金引き下げで住民生活大変な中、準備基金を活用すれば、さらなる値上げ抑制は可能だったと思います。

また、身体の状態変化に合わない介護認定、生活援助への締めつけ、訪問介護の報酬引き下げ、そして、次期計画までに予防事業の保険外し、ケアプラン有料化、2割負担など制度改革進めるなど、制度そのものの問題を含んだ下での予算の執行でありました。

当初予算に反対したこと、また、チェックし、来年度予算に反映していただきたい意味からも、決算として認めがたく反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛

成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論したいと思います。

この制度は、平成20年4月に導入され17年が経過しました。この制度は、高齢者を年齢で区別するという本質的な問題があるということを再確認しておきたいと思います。

河合町でも75歳以上の高齢の方が増加しています。同世帯で新たに後期高齢者の対象になり、所得が合算されると医療費の負担が1割から2割、または3割になるという世帯もあります。保険料をそれぞれ納めているにもかかわらず、医療費負担が変わるというものです。病気になったときに安心して医療が受けられない、医療費が心配と思われる方も少なくありません。

令和6年度は後期高齢者保険料が値上げされた予算の執行となりました。ますます健康の増進、管理は必要です。広域連合でも、健康診査の自己負担は自治体によって異なります。河合町は500円ですが、独自の努力で自己負担をなくしている自治体もあります。高齢者が健康を守り、生き生きと過ごせるように自治体も応援することで、高齢者の医療費も軽減されるのではないのでしょうか。

健康を守るための高齢者の願いや要望はたくさんありますが、住民の声が届かない仕組みでもあります。高齢者の願いが届き、健康を守り、安心して暮らせることを願い、反対討論といたします。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) なければ討論を終結いたします。

これより、認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、認定第5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については可決されました。

認定第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) お願いします。

○議長(疋田俊文) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論をさせていただきます。

水道事業は住民生活に欠かせない事業です。今回の決算は、水道事業の県一体化に向けた最後の決算でした。決算の実務的な意味では、事業の県への意向を受けて、これまでの会計上の間違いを見つけ正しい決算をしたということは、必要なことだと評価をしております。

しかし、当初予算について、県一体化構想が財政的な効果と料金や、また、水道管の更新のこと、災害時対策、顔の見える住民サービスの低下など、水道法で定める水道事業の在り方からも、県一体化への課題を残す中での予算として反対をしてきました。

そういう予算の執行としての決算であり、チェックする役割として認定しがたく反対とさせていただきます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

杵本貴司議員。

○1番(杵本貴司) 賛成討論のほうさせていただきます。

令和6年度の河合町の水道事業会計決算についてなんですけれども、先日の決算委員会では、理事者側の説明があくまで不十分、僕自身も聞いた上で、住民さんに説明できないなと思いましたので不認定とさせていただきましたが、改めて理事者側から詳細な説明をいただきました。

特に論点になっていました過去に計上漏れがありました減価償却費の処理、これについても監査委員さんの確認も得て、会計基準に沿った適正な方法であると、私自身、理解させていただきましたので、また、いろいろ住民さんからも問合せあった際には、しっかりと説明はするというような方針も確認できましたので、私としましては、本決算に認定ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ討論を終結いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不認定です。

したがいまして、原案について採決をします。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 少数であります。

よって、認定第6号 令和6年度河合町水道事業会計決算認定については不認定と決定されました。

認定第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、認定第7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定については認定されました。

認定第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

2005年以来、20年間取り組んできた回収管理組合が解散し、債権回収事業等が河合町に戻ってくるに当たっての、最終年度の組合の決算書であります。

結果として、河合町分として約6,300万円余りの未回収を残し、今後の回収の目途も明確

でない中での解散となったと思います。貸付回収の責任は当然河合町にあります。20年間わたって回収業務を代行してきた結果としては不十分だと思います。

今回の決算書をそういう意味で認めがたく反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより、認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、認定第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算認定については認定されました。

◎同意第10号の質疑、採決

○議長（疋田俊文） 日程第20、同意第10号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより、同意第10号の採決を行います。

○6番（坂本博道） 質疑をお願いします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 質問させていただきます。

今回、人事案件だけに反対するものではないと考えておりますが、その考え方について質問したいと思います。

今回、退任される委員の方は、ホームページ上にある名簿で見ると令和3年9月選任という事で、1期目だったと思いますが間違いはないでしょうか。

そうであれば、教育委員会としての議論の継続性など考慮すべき点もあり、再任される委員も多い中で、任期満了とはいえ再任せず短い任期で交代するような人選をされるというのは、どのような考え方で交代を提起されるのか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 上村教育長。

○教育長（上村欣也） 教育委員会の任期満了で、なぜ継続されないのかということだと思

ます。

教育委員会では、私どもは保護者枠と、保護者の委員さんになっていただいて、具体的に保護者側の思っている意見とかを学校再編に参考にしていきたいということで、今回、前任者の方が任期満了であるよということで、新しく推薦、同意案件として提出させていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 本来、答弁は、これ任命者は町長ですので、町長からお答え願いたいと思っていたところで、再度その件については確認したいと思います。

ただ、任命に当たっての条件、それについては確かにそういう年齢とか、それから階層とかそういうことも考慮してとなりますが、基本的には人格高潔で、そして学術とか文化によく深い造形がある等々ということになっております。

そういう点では、言われたことも一つの理由だとは思いますが、ただ通常、再選されて継続される方多い中で、今回、少しこの間の流れのあれから見ると、少し変わったのかなという声がありましたので、そういう意味で改めて伺ったわけですが、改めて、その点では町長、任命者としての提案者は町長ですので、もう一度確認したいと思います。

○町長（森川喜之） はい。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えします。

まずは、人選推とは教育委員会が所管になっておりますので、教育委員会の基本的な考えを聞かせていただいて、まず人選のほう決定をさせていただきました。

今、教育長が述べたように、まず教育委員さんの人選については、やはり教育関係者、また、保護者の方の意見を教育委員会に反映するというので、人選をさせてもらってきたということで、今回、教育委員会で決められた人選でオーケーを出させていただきました。任命をさせていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問をさせていただきます。

私も同様のところなんですけれども、なぜこの短い形で任期、要は任期としては定められている、これ事例として、再任という形のものも保護者枠で過去に何度もあったと思うんで

すよ。なぜ今回だけ1期の形で新たな方を選任するという形になったのか、同意をいただく形で議会のほうに上がっているのか、そこをもう一度確認したいんですけども。

これ保護者枠だからって、今、教育長、ご答弁、坂本議員のほうにされていましたが、保護者枠だって、過去に保護者枠でなっていたら、その後、再任されている事例というの幾つかあると思うんですよ。それでは説明に足りる形ではないと思いますんで、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 常盤議員のご質問にお答えします。

再任もあったんじゃないかというご意見、今までの過去の事例から考えたということをおっしゃっておられると思いますが、今回の僕が推薦させていただいた方につきましては、現役の小学生のお子さんが2人おられまして、それで僕ら考えたのは、今度、学校再編するに当たって、そういう小さいお子さんをお持ちの、直接そういう意見を言うていただくことが一番再編をスムーズにできるんじゃないか、それとあと、今まで保護者枠で再任させていただいた方も、そこのお子さんも一定の年齢にはなっておりますんで、これからのことを考えた場合、任期満了に伴って、保護者枠の方を入れるというふうに考えた事例です。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すっと聞いて、そのまま、あ、そうですかという形では済まされない形で、今、答弁されているような気がするんですけども、申し上げますね。

学校再編の話をご理解いただけるような方を新たに選ぶような形で、今回の同意案件上げてきたみたいな形で、私、今の答弁だと受け取るような形になるんですけども、そのような形でよろしいんですか。ご答弁いただけますか。そのようなニュアンスで受け取ったんですけども。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 当然、学校再編、これからの児童・生徒減っていく中で、これから学校も今までどおりの運営ではだめだということも考えた中で、今まで、この方もPTAの会長とかもされておられましたんで、そういう学校の中のこともご存じだということもあり、推薦させていただいたという次第です。

○議長（疋田俊文） 梅野美智代議員。

○3番（梅野美智代） この同意案件に、この方を反対するわけではないんですけども、質問させていただきます。

過去に、私、委員会で教育委員の在り方を質問させていただいたことがあります。そのときに、保護者じゃない方が入っていたので、ということで質問させていただいたときは、保護者枠を入れるということでの回答だったと思うんです。だから、全員が保護者であらなければいけないという形での回答ではなかったもので、今回に限り保護者を選ばれたということで、それと、前回されていた方は継続するかどうかということは聞かれていないということだったので、やる気であったのに残念がっておられました。

その件について、回答願います。

○教育長（上村欣也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） そのことにつきましては、来ていただいて、今、僕がさっき言ったような理由を説明させていただいて、それで、その時点でちょっと時期的には、もう少し前に誠意を持って、前もって言わせてもらったほうがよかったのかも分かりませんが、たしか8月1日やったと思います、来ていただいたのは。

僕にしたら、そこらぐらいがいいのかなと思ったんですけども、後で考えたら、もう少し早い段階で意向もお聞きしたほうがよかったのかなというのは、上程してからは考えております。

ただ、あと保護者枠以外にも、ほかの学校の先生経験者とか、そういう方もいろいろおられますんで、今回は保護者枠を優先したいというのが教育委員会の考え方でということで、ご理解いただきたいと思います。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） その方針は、その都度変わるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。継続されるかどうかは確認してもらえないということで、今後もそういう形を取られるのでしょうか。

○教育長（上村欣也） はい。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） そういうふうに決めつけるわけではありませんが、先ほども申しましたように、これから学校再編のことがあるんで、今回はということで推薦させていただいて、それとあと、申し訳ないけれども、再任の方のご意見を僕が聞かずに、そういうふうなことで議案を上程させていただいたということは、私のほうも配慮が足りなかったかなということ

とを考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 改めてお聞きします。教育長にお尋ねします。

現在、教育委員会の委員の枠ですけれども、教職枠と保護者枠とあって、その数はどのような構成になっているか教えていただけますか。

○教育長（上村欣也） はい。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 保護者枠、一応、バランスとしましては、こういう言い方、僕はあまり好きじゃないんですけれども、ニュータウンと旧村、1小校区、2小校区の枠で、2人ずつというふうに考えております。その中で、今、保護者枠を2小の枠のほうで1人ということと考えさせていただきました。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再度お聞きします。

保護者枠でニュータウンが2名ですか、旧村で2名、4名ですか。その点はっきり。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也） 旧村で2名、委員さんですよ。私入れて4名になりますんで、旧村で2名、それで、ごめんなさい……すみません、もう1回。私を抜いて旧村で2名の教育委員さん、ニュータウン枠で2名の教育委員さん、その中で1人保護者枠、あと、例えば、さっき言ったように先生の経験者とか、一般の方に教育委員会で任命させていただいております。

○教育振興部長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） すみません、教育長ということなんですけれども、詳細のことにお聞きされていることもありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、教育委員の要件といたしましては、地方公共団体の町の被保険者を有するもので、人格が高潔で、教育学術及び文化に関する所見を有するものということで決定をさせていただいております。また、その中で年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないようにという配慮もするということなので、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにという条

件がございます。

こういった中で、前回、任期満了を迎えた、1期で交代するののかという意見もありましたけれども、1期で交代される方も今までもいらっしゃいました。その中で、今回、新たに任期満了を迎えた方の後に、新たに町長のほうから任命させていただいた経緯がございます。

実際、今、ご質問いただきました委員の中には、こども園で働いておられる方、講師をされている方、また、管理栄養士をされている方、また、学校長の方というふうな形で、今、委員としてはなっただいております。今回の方につきましては、自営業をされている中で、先ほど教育長もおっしゃられた保護者という部分も含まれておりますので、絶対に保護者が3人いなければならないとか、そういった条件はありません。必ず1人は保護者として入っていただくという条件でございますので、保護者の枠にこの方が合致するということでございます。

以上でございます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） お尋ねします。

教育委員、私も過去させていただいたことがあります。高潔ではないとは思っていたんですけれども、ご指名いただいたので。

それで、今、おかしいなと思ったのは、町3役である教育長が旧村旧村って、おかしい言い方です、それは。旧大字じゃございませんか。ニュータウンと分けているんやという話ですけれども。

教育委員さん、定員枠というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。私がやらせていただいたときは、もう少しはったように記憶はしているんですけれども、そこら辺が分からへんので教えていただきたい。

それと、やはり失礼なのは、もう1期したいなと思ってはったのに、そういう伺いもせずに任期満了ですからというのは、大変失礼な、1期尽力された方に対しては、非常に誠意に欠けることだったと思いますねんけれどもね。そこら、もう一回きっちりしゃべる方お願いします。

○教育振興部長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） 私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどから、第1小学校区、また、第2小学校区というところで2名ずつ委員になっていただいております。教育委員さんにつきましては4名でということを見せていただいております。

その中で、委員さん、前任者の方に再度確認する時期というのは非常に遅かったというところは、本当にこちらとしては申し訳なかったということは、はっきり言ってございます。しかし、また新たになっていただける方につきましても、そのお話をさせていただいてから決定させていただいたというところもございますので、教育委員さんにつきましては任期満了、また、新しくやっていただける方にきちんと務めていただけるようお願いは上がるというところがございます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） 教育委員会のこの人事案件について反対するものではないのですが、今回の人選であり運営であるというものは、もう少し透明性を持って、多くの方が納得いただける、そういうふうな運営をするべきだと考えております。

やはり不満が出るとか、そういうところは控えておくべきかなと思います。やはり教育委員会に対する町民の信頼という部分もありますので、その点についてはどのようにお考えか、もう一度お聞かせください。

○議長（疋田俊文） 教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、透明性が教育委員会にとっては絶対に必要だというふうに考えておりますので、今後に向けましては、しっかりとした運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 確認だけしたいと思います。

先ほど、教育長が言われた旧村という言い方、ニュータウンという言い方ですけども、これは第1校区、第2校区というふうに理解していいんでしょうか。表現が何か適切ではなかったように思うんですが。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（上村欣也）　そうです。途中で表現ちょっと不適切だったかなということで、1小校区、2小校区というふうに、さっき変更させていただきました。

○1番（杵本貴司）　はい。

○議長（疋田俊文）　杵本議員。

○1番（杵本貴司）　私から質問させていただきます。

引継ぎのところのいろいろ配慮とか、今、お話聞かせてもらっているんですけども、あくまで保護者枠というところなんですけれども、保護者以外の方も何期もやられるような仕組みなのか、あくまで保護者枠ということですので保護者を前提とした、僕も子育て世代ですので、できたら子供さんらがいる世代に担ってもらう役としての役割かなとは思いますが、もうちょっと、その定義を聞かせていただきたいと思います。

○教育振興部長（中尾勝人）　はい、議長。

○議長（疋田俊文）　教育部長。

○教育振興部長（中尾勝人）　私のほうからお答えさせていただきます。

委員につきましては、保護者枠を必ず含めなければならないというところがございます。以前に、保護者の方にもなっていたいただいております。その方が、先ほど教育長もおっしゃられたとおり、お子様のほうが少し年齢を重ねてきたということもございまして、新たに今後保護者枠が必要になってきますので、このタイミングで保護者枠という部分の委員さんを任命させていただいているというところがございます。だから、必ずいるというところがございます。

○議長（疋田俊文）　杵本議員。

○1番（杵本貴司）　ならば、保護者枠で委員さんになってもらう上では、きっちり今の説明をなってもらう前にしていただくという過程がないと、後のそういったようなごちゃごちゃしたところが出てくると思いますので、改めてそこはしっかりやっていただきたいと思えます。

○議長（疋田俊文）　他にございませんか。

中尾部長。

○教育振興部長（中尾勝人）　ありがとうございます。

今後はしっかりと、ここの部分、調整させていただきながら、委員さんの選任を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより、同意第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第10号 教育委員会委員の任命については原案どおり同意することに決定しました。

◎議員発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第21、議員発議第2号 農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、原状回復させるために、行政対応を強めることを求める決議を議題とします。

お手元に配付しております所定の賛成者があります。提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 読み上げて、提案させていただきたいと思います。

農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、原状回復させるために、行政対応を強めることを求める決議書。

奈良県北葛城郡河合町の佐味田地区で、農地法第4条の許可なく大規模な農地の造成行為が進められています。その一部は、農地法第3条に基づき、河合町の行政委員会である農業委員会が許可した区域も含まれています。

令和4年7月頃から始まった造成行為は、トンブロックを擁壁として積み上げ、埋め立てにあたっては、建設廃材のコンクリート殻、アスファルト殻、鉄筋などが埋められているのが確認されています。また、周辺住民からは、粉じん、騒音の苦情も出され、健康や環境への影響が懸念されています。

この間、地元自治会の要望を踏まえ、河合町、農業委員会、奈良県が連携して対応に努力された上で、農地法違反に係る是正指導により、造成行為の停止現状回復を行うよう再三に

わたり指導をされています。また、農地法だけでなく、産業廃棄物処理法、盛土規制法、大気汚染防止法、総音規制法などからの検討もされています。

しかし、現状は造成行為により農地としての活用どころか、農地の破壊が継続、拡大され、住民の命と健康、環境、そして、農地を守る点でも看過できない状況です。また、法律や条例に基づく公正な行政運営という点でも、厳しく対応すべき時期に来ていると言えます。

河合町、奈良県のこれまでの努力も踏まえながら、公正な行政運営で住民福祉の向上を図るために、河合町佐味田地区での農地法の許可なく進められている農地造成について、以下要望をします。

1、河合町におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために奈良県との連携を強めるとともに、町の行政委員会である農業委員会の農地法第3条に基づく許可の取消しを含め、町として主体性を持って公正な行政運営を進めること。

2、奈良県におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために法に基づき公正な行政運営を進めること。

以上で、提案とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議員発議第2号に賛成の方、起立願います。
（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第2号 農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、原状回復させるために、行政対応を強めることを求める決議は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項については、閉会中もこれを継続して行いたいという旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出どおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和7年第3回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 常 盤 繁 範